

鹿 児 島 県 公 報

平成20年7月1日（火）第2407号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令（※）	（人事課取扱い） 2
公 告	
○競争入札の参加者の資格に関する公告	（監理用地課取扱い） 2

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第68号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第6 建築課の表1の項中第107号を第110号とし、第106号の次に次の3号を加える。

（107） 建築確認台帳の記載事項に係る証明書の交付（規則4の3②Ⅰ）						○			○	地域振興局長 支庁長	
（108） 建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨の証明書の交付（規則4の3②Ⅱ）									○	地域振興局長 支庁長	
（109） 道路の位置指定を受けている旨の証明書の交付（規則4の3②Ⅲ）									○	地域振興局長 支庁長	

別表第6 建築課の表2の項に次の1号を加える。

（17） 建築士事務所の登録を受けている旨の証明書の交付（規則16②）						○					
-------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第11号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4建設部の表24の項中第23号を第26号とし、第22号の次に次の3号を加える。

(23) 建築確認台帳の記載事項に係る証明書の交付（規則4の3②Ⅰ）	振興局			○		○	支所長 屋久島事務 所長 徳之島事務 所長	
(24) 建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨の証明書の交付（規則4の3②Ⅱ）	振興局			○		○	支所長 屋久島事務 所長 徳之島事務 所長	
(25) 道路の位置指定を受けている旨の証明書の交付（規則4の3②Ⅲ）	振興局			○		○	支所長 屋久島事務 所長 徳之島事務 所長	

附 則

この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成20年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成20年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

建設工事

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により入札参加資格を認められ、かつ、要綱第3条の規定により参加しようとする建設工事に関しA級の格付を受けた者

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の(㏾)から(㏿)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(㏾) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(㏿) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 調達をする特定役務の特質により、(1)及び(2)に規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - (1) 申請の方法
 - 所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便により提出するものとする。
 - ア 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に迎えた営業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
 - イ 営業の沿革
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 直前2年間の各事業年度における施工金額
 - オ 技術職員名簿
 - カ 納税証明書
 - (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
 - キ 労災保険料納入証明書
 - ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書
 - ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）
 - コ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - 鹿児島県土木部監理用地課建設業係
 - 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - 電話番号 099-286-3490
 - (3) 申請書類の受付期間
 - 平成20年7月1日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
 - 2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格審査結果の通知
 - 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- 5 入札参加資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 入札参加資格を取得した日から平成21年3月31日までとする。
 - (2) 有効期間の更新を希望する者は、平成20年8月に平成21年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので当該公告に従い、申請書類を提出すること。
- 6 競争入札の公示の方法
 - 競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。